

全世帯配布広報紙各戸配布業務委託に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府が発注する全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市・宇治市・長岡京市・大山崎町）委託に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の方法等について定めるものとする。

(審査対象)

第2条 資格審査の対象となる者は、府と全世帯配布広報紙各戸配布業務（京都市・宇治市・長岡京市・大山崎町）委託に係る契約を希望する者とする。

(参加資格を有しない者)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

(資格区分)

第4条 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で次条第2項に定める資格審査の項目について、別に定める資格審査の基準に基づき、それぞれの数値を付与して得られた総合数値により合格と判定されたものとする。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直近2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 国又は地方公共団体が発行する広報紙の各戸配布業務に関し国又は地方公共団体との契約の実績を有する者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア この入札の日前2年間に於いて、当該契約を解除された者（その者の責めに帰すべき事由により当該契約を解除されたと認められる者に限る。）
 - イ この入札の日前1年間に於いて、当該契約に基づき賠償する責めに任ずべき損害を2回以上生じさせた者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(7) 京都府内に営業所等の設置をしていない者（京都市域配布分を除く。）

（資格審査）

第5条 資格審査は前3条に規定する要件について行うものとする。

2 資格審査の項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率
- (3) 審査基準日の従業員数
- (4) 審査基準日までの営業年数
- (5) 審査基準日の配布物の受領・配布体制
- (6) 審査基準日の直前の2年間ににおける各戸配布の実績

（申請書の提出期間）

第6条 資格審査を受けようとする者は、知事に京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第141条第4項に規定する公示において定める期間に申請書を提出しなければならない。

（添付資料）

第7条 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書
- (2) 府税納税証明書（府税納税義務者でない者にあつては、府税を滞納していないことの証明書）（別記第2号様式）
- (3) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (4) 営業（事業）経歴書（別記第3号様式）
- (5) 配布物の受領・配布体制（別記第4号様式）
- (6) 各戸配布実績調書（別記第5号様式）

- (7) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- (8) 取引使用印鑑届（別記第 6 号様式）
- (9) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第 7 号様式）及び受任者の身分証明書

（資料等の提出）

第 8 条 知事は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

（参加資格を有する者の名簿への登載）

第 9 条 知事は、参加資格を有すると認定した者を規則第 141 条第 3 項に規定する名簿に登載するものとする。

（資格審査結果の通知）

第 10 条 知事は、資格審査の結果を、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第 8 号様式）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

（参加資格の有効期間）

第 11 条 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から規則第 141 条第 4 項に規定する公示において定める日までとする。

（変更届）

第 12 条 申請書を提出した者（第 9 条の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第 9 号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

（参加資格の承継）

第 13 条 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者（第 3 条及び第 4 条第 1 号に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
 - (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - (3) 個人が法人を設立したときは、その法人
 - (4) 法人が合併又は分割をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人
- 2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第 10 号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第 11 号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

（参加資格の取消し）

- 第 14 条 知事は、参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- 2 知事は、参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後 3 年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき
 - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 知事は、前項の規定により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別記第 12 号様式）により、その者に通知する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 22 日から施行する。